

重要

平成25年3月吉日



会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

AI-NET 店舗在庫サービス規約変更のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、標題通り、弊社AI-NETサービスに関する規約を平成25年2月18日より、下記のとおり改定させていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成25年3月1日

内容

《現在》

第1条(定義)

3. 店舗在庫落札とは、会員が店舗在庫出品された車両の購入を申し込むことをいいます。

《変更後》

第1条(定義)

3. 店舗在庫落札とは、会員が店舗在庫出品された車両の購入申込を行い、在庫が確認され、売買が成立することをいいます。

《現在》

第8条(出品店の義務)

出品者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

- (1) 出品者は、出品車両の仕様、品質、不具合、欠陥の程度等車両の状態を誠実・正確に申告しなければなりません。また、申告内容については全責任を負うものとし、当社の裁定に従わなければなりません。
- (2) 出品者は、出品車両の状態と店舗在庫出品情報の内容に誤りがある場合、速やかに変更しなければなりません。
- (3) 出品者は、出品車両が店舗在庫出品以外の方法によって売買が成立した場合は、店舗在庫出品の登録を速やかに削除しなければなりません。
- (4) 出品者は、出品車両が成約した場合、当該車両を速やかに出庫できる状態にしなければなりません。
- (5) 出品者は、第7条に該当しない車両を店舗在庫出品することはできません。

《変更後》

第8条(出品者の義務)

出品者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

- (1) 出品者は、出品車両の仕様、品質、不具合、欠陥の程度等車両の状態を誠実・正確に申告しなければなりません。また、申告内容については全責任を負うものとし、当社の裁定に従わなければなりません。
- (2) 出品者は、出品車両の状態と店舗在庫出品情報の内容に誤りがある場合、速やかに変更しなければなりません。
- (3) 出品者は、出品車両が店舗在庫出品以外の方法によって売買が成立した場合は、店舗在庫出品の登録を速やかに削除しなければなりません。
- (4) 出品者は、出品車両が成約した場合、当該車両を速やかに出庫できる状態にしなければなりません。
- (5) 出品者は、第7条に該当しない車両を店舗在庫出品することはできません。

(6) 落札申込から翌当社営業時間内に在庫確認が取れるものとします。

《現在》

第12条（成約日）

1. 会員がAI-NETで購入ボタンを押した時点で売買は成立となり、その時点が属する日を売買の「成約日」とします。
2. 会員は、AI-NETで購入を押した場合、誤操作、錯誤、その他理由の如何を問わず、売買の不成立、無効、取消しを主張できないものとします。



《変更後》

第12条（成約日）

1. 落札申込をした会員がAI-NETで購入ボタンを押し、事務局が仲介して在庫確認し、出品者が承諾した時点の属する日を売買の「成約日」とします。
2. 会員は、AI-NETで購入を押した場合、誤操作、錯誤、その他理由の如何を問わず、売買の不成立、無効、取消しを主張できないものとします。尚、落札申込から翌当社営業時間内を経過しても出品者に在庫確認ができない場合、申込者に確認し、落札申込の取消しができるものとします。

《現在》

第14条（店舗在庫成約・落札通知）

1. 当社は、出品者に対して店舗在庫成約通知、落札者に対して店舗在庫落札通知をFAXにて通知いたします。また、出品者及び落札者は、当該通知をAI-NETでも確認することができます。
2. 当社の都合により、出品者に対する店舗在庫成約通知又は落札者に対する店舗在庫落札通知に時間を要する場合があります。



《変更後》

第14条（店舗在庫成約・落札通知）

1. 当社が、在庫確認し出品者の承諾した車両に対して、出品者に店舗在庫成約通知、落札者に店舗在庫落札通知をFAXにて通知いたします。また、出品者及び落札者は、当該通知をAI-NETでも確認することができます。
2. 当社の都合により、出品者に対する店舗在庫成約通知又は落札者に対する店舗在庫落札通知に時間を要する場合があります。

《現在》

第16条（店舗在庫落札・限度額）

1. 店舗在庫出品車両の閲覧・落札はAI-NET上のみで行うことができます。
2. 店舗在庫掲載期間中における落札限度額は、当社が定めた落札限度額以内とし、落札限度額を超えた購入については、当社による事前の許可を必要とします。



《変更後》

第16条（店舗在庫落札・限度額）

1. 店舗在庫出品車両の閲覧・落札はAI-NET上のみで行うことができます。
2. 店舗在庫掲載期間中における落札限度額は、当社が定めた落札限度額以内とし、落札限度額を超えた購入については、当社による事前の許可を必要とします。
3. 落札申込から翌当社営業時間内を経過しても在庫確認が取れない場合、当社が申込者に確認し、落札申込の取消しができるものとします。

《現在》

第18条（落札者の義務）

落札者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

- (1) 落札しようとする車両について、掲載内容を十分に確認すること。
- (2) 落札後車両のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従わなければなりません。クレームにかかる車両であっても車両代金・落札手数料・自動車税等は規定通り支払うこととします。
- (3) 落札車両の譲渡書類は到着後、速やかにその内容を確認することとします。
- (4) 落札車両を第三者に転売したときは、クレームを申し立てることができず、そのことから生じる一切の損害は落札者の負担とします。



《変更後》

第18条（落札者の義務）

落札者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

- (1) 落札しようとする車両について、掲載内容を十分に確認すること。
- (2) 落札後車両のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従わなければなりません。クレームにかかる車両であっても車両代金・落札手数料・自動車税等は規定通り支払うこととします。
- (3) 落札車両の譲渡書類は到着後、速やかにその内容を確認することとします。
- (4) 落札車両を第三者に転売したときは、クレームを申し立てることができず、そのことから生じる一切の損害は落札者の負担とします。

- (5) 落札しようとする車両の申込を取消すことはできません。但し、落札申込から翌当社営業時間内を経過しても在庫確認が取れない場合は、落札申込の取消しができるものとします。**

以上